公認心理師の資格をもつ ガイダンスカウンセラーの実践 10

学校で働く心理職として
―他職種との連携を中心に―

共栄大学教授
和井田節子（わいだせつこ）

1 ガイダンスカウンセラーの資格が生きるとき

担任として、相談係として、教師が生徒を援助するのにカウンセラーの資格は不要である。しかし、困難をかかえている生徒への校内の支援方針が一致できないとき、資格の力が発揮される。たとえば、次のような場合である（実際のケースを加工・修正してある）。

◆再登校をはじめた高一女子A

五月下旬から不登校になっていた高校一年の女子生徒Aは、担任・学年・養護教諭・ガイダンスカウンセラーである相談係・保護者・友人の支援と協力を得て、九月から相談室登校を開始した。授業になると友人の協力を得ながら教室に向かった。教室に行けないときには、相談室で自習し、出された課題に取り組んだ。教師たちもその真剣さを認めて、相談室にでかけて学習指導をした。

しかし、教室に入れる授業は徐々に増えているものの、出席時数が不足して単位も卒業も危うくなる危険性が高かった。担任も相談係も相談室での学習や自習を出席扱いにしてほしいと願った。そこで学年として、「不登校などの心理的問題で別室登校をしている生徒については、出席日数の中に別室で学習している時間を含める」という内規の原案を職員会議に提案したのだった。

◆支援方針の不一致

提案を受けて職員会議は紛糾した。次のような意見が出されたのである。

①他の生徒に示しがつかない。甘すぎる。こういうのを許したら相談室で勉強したい生徒だらけになって結局対応できなくなる。

②卒業にこだわりすぎる。かえって不登校の生徒を追い詰める。

③教室に入れない生徒には医療領域の支援が必要であり、学校が考える範囲ではない。

支援方針の不一致が示していたのは、Aを支援する内規策定の妥当性を裏付ける、信頼できる専門性が求められていた、ということだった。

◆求められた専門性

相談係は心理学を専門とする大学教員やスクールカウンセラーに相談し、意見を整理し、次のように回答した。

①相談室パンク説：思春期・青年期の高校生には、教師に囲まれて相談室で学ぶことは学校謹慎と同様の形態でもあり、普通は苦痛に感じる。退学したくないというぎりぎりの選択で相談室にいるのだから、回復とともに教室に戻ろうとするものである。それでも相談室がパンクするほど別室登校生徒が押し寄せる事態が起こるのであれば、そのような大量の生徒を生み出す学校の在り方のほうを検討する必要がある。

②不登校追い詰め説：このまま出席すべき時数が欠けていくほうが追い詰める。また、法的には教室での学習が履修条件とはなっていない。学校教育法施行規則第二十六条には、「児童が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。」とあり、高校がこれに準じても問題ないと思われる。

③医療の領域説：医療が必要であっても本校の生徒としての学習権を保障することに変わりはない。思春期・青年期に自分の殻に閉じこもって自分づくりをする生徒は一定数いる。医療と連携しながら支援すればいいのではないか。

◆支援方針の一致

これらの回答は全教員に受け入れられた。そして、以下の条件をつけて、内規を策定することになった。

・別室での学習を出席と認める願いを保護者と連名で申請すること
・医療および／または心理の専門家の支援を受けること
・別室での学習を出席と認めるのは、許可された年度末までであり、更新はできない

厳しい条件だったが、Aも家族も同意した。Aは、新しい制度で単位が認められた第一号となった。

◆Aの回復とその後

二年生に進級したAは、相談室を基地としながらもほとんどの時間を教室で過ごせるようになった。三年生のときは完全に教室に復帰し、卒業した。進学した短大では皆勤だったという。担任は数年後、偶然出会ったAのことを、「すてきな保育士さんになっていました。『あのとき助けてもらえなかったらいまの私はなかった』とお礼を言われましたよ」とうれしそうに語ったのだった。

その後の別室登校の生徒の中には、この制度を活用した生徒も活用しなかった生徒もいた。そして相談室がパンクすることもなかった。制度を活用しても、最終的には留年したり通信制高校への転学を選ぶことになった者もいた。しかし、登校して学習した時間を出席として認めるという制度を選択できることが不登校生徒の心の回復に役立ったのは確かなことであった。

2 ガイダンスカウンセラーの特性を活かす

Aの事例で相談係が回答を探り出すことができたのは、ガイダンスカウンセラーの資格取得にいたる学びのプロセスで多くの専門家とつながってきたことがあげられる。また、ガイダンスカウンセラーは、学習・進路・健康・社会面に配慮した、教育との親和性の高い資格であるため、心理の専門家のアドバイスを同僚の教師にわかりやすい形で翻訳することができたともいえる。

3 公認心理師の特性を活かす

私は公認心理師の資格をもつガイダンスカウンセラーである。公認心理師の資格を得て最も変わったと思うのは、医療等の他職種との連携がスムーズになったことである。医師にとっては、同じ国家資格所有者である公認心理師のほうが、そうでない者より連携に安心感がある。実際、公認心理師法第四二条第一項に「公認心理師は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に対し、保健医療、福祉、教育等が密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるように、それらを提供する者その他の関係者などとの連携を保たなければならない」と、連携を業務として義務づけているのである。

私自身も公認心理師として、クライアント本人の了解を得て医療への問い合わせを正式に行い、医療機関と情報提供書を取り交わすことも増えた。医療側の支援方針がわかると、それにそった支援もできるため、クライアントのためになると実感している。また、クライアント自身ではうまく説明できない状況について、クライアントの依頼を受けて医療・福祉の専門機関に提出できるように書類を作成することもある。これも、公認心理師という公的資格を得たことでやりやすくなったことである。

事例で紹介したAは、精神科に通いながら回復の道筋をたどっていき、医師の考えは、本人や保護者を通して聞いていた。ガイダンスカウンセラーにできることは多いが、公認心理師であれば、より踏み込んだ連携が行え、より効果的な環境を提供できる可能性がある。

現任者として公認心理師試験を受験して

臨床活動をしている私にとって、受験勉強は知識のアップデートや実践の振り返りの場にもなった。この機会に学び直してよかったと思えた分野も多い。大量の暗記には苦労したが、さまざまな暗記グッズが開発されていることもわかって、文具好きの私としては楽しめた。

ただ、忙しい日常に受験勉強の時間を取ることが最もむずかしかった。学生相談を行っている同僚と学び合う時間を週に一時間とった。励みになったし、得意分野が異なるので学びも多かった。こうして無事二人とも合格した。

資格を得ることは、その義務と責任を負うことでもある。今後も学校のために資格を活かしていけるよう努力したい。